

平成 29 年度特別監察報告書

平成 30 年 3 月

国土交通省大臣官房監察官室

目次

第 1	はじめに	1
第 2	監察事項等、対象機関及び実施方法	3
第 3	対象機関ごとの担当監察官及び現地監察実施期間	4
第 4	監察結果	5
I.	対象機関における取組状況	5
	(1) 研修等コンプライアンス意識の高揚に関する取組	5
	(2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組	5
	(3) 機密情報管理の徹底に関する取組	7
	(4) 応札・落札状況の分析に関する取組	7
II.	過年度の提示意見に対する取組状況	8
III.	提示意見	9
	(1) 研修等コンプライアンス意識の高揚に関する取組	9
	(2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組	10
	(3) 機密情報管理の徹底に関する取組	11
	(4) 応札・落札状況の分析に関する取組	12
	(5) 提示意見に対する取組状況についての地方整備局等による 監査の実施について	13

(別添)対象機関における取組状況 14

(参考1) 平成29年度特別監察報告書(概要)

(参考2) 高知県内における入札談合事案に関する調査報告書(抄)

(参考3) 平成29年度監察基本計画

第1 はじめに

平成24年10月、高知県内の国土交通省の事務所における入札談合等関与行為に対する公正取引委員会からの改善措置要求とともに、省全体としての改善措置を求める要請を受けたことを踏まえ、国土交通省では、平成25年3月に「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」（以下「調査報告書」という。）をとりまとめ、再発防止対策を講じた。

調査報告書では、再発防止対策の一つとして、「談合情報対応マニュアル等に沿って提供された情報や事務所ごとの落札率、応札状況等の分析により、毎年度、一定の事務所を抽出して、再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、本省主導による抜き打ちの特別監察を実施する」ものとしている。

このため、平成25年度以降、入札談合等関与行為の再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、再発防止対策の実施状況を点検し、問題点の把握及び改善の動機付けを行うこと等を目的とした特別監察を実施している。

以下、地方整備局の事務所及び内閣府沖縄総合事務局の事務所（ただし、開発建設部所管の事務所に限る。）並びに北海道開発局の開発建設部を「事務所等」といい、地方整備局本局及び北海道開発局本局並びに内閣府沖縄総合事務局開発建設部を「本局」という。

(参考)

「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」における再発防止対策（概要）

1. コンプライアンス推進の強化

- (1) 地方整備局ごとにコンプライアンス推進本部を設置
- (2) コンプライアンス・アドバイザー委員会の設置
- (3) 違法性の認識に関する研修の徹底
 - ・ 研修において十分に認識させるべき内容（懲戒処分等）や、グループ討議方式等の手法の積極的な採用
 - ・ 国土交通大学校の研修との有機的な連携や、一人の職員が繰り返し倫理研修を受けるような体制の構築
- (4) 意識改革に向けた取組
 - ・ 事業者との接触ルールの明確化・徹底等を通じた抜本的な意識改革
 - ・ 事務所副所長室の可視化、大部屋化の実施やオープンな接客室の設置等
- (5) 不当な働きかけに対する報告の徹底
- (6) 地方整備局幹部への任用前における適格性の厳正な評価

2. 入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底

- (1) 予定価格作成時期の後倒し等不正が発生しにくい制度への見直し
 - ・ 予定価格作成時期の後倒し及び入札書と技術提案書の同時提出
 - ・ 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保
 - ・ 技術提案書における事業者名のマスキングの必要性の検証
- (2) 総合評価落札方式における評価の厳正な運用
- (3) 情報管理の徹底
 - ・ 機密情報に関する管理方法及び管理責任者の明確化・ルール化
 - ・ 機密情報を電子データとして保管する場合における情報管理の徹底

3. ペナルティの強化

- (1) 談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げ
- (2) 誓約書の提出者に対する措置の強化

4. 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証

- (1) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等
- (2) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化
 - ・ 一般土木工事又は港湾土木工事の落札率（月平均・年平均）の公表
 - ・ 一般土木工事又は港湾土木工事の事業者別年間受注額・受注割合の公表
- (3) 抜き打ち本省特別監察の実施
- (4) 談合疑義案件に対する厳正な対応

5. 再就職の自粛要請

6. 再発防止対策の周知

第2 監察事項等及び対象機関

平成29年度監察基本計画に基づき、以下により監察を実施した。

I. 監察事項等

1. 監察事項

入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために必要な事項

2. 重点項目

平成29年度の特別監察は、事務所等に対して、入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために必要な事項として、特に以下の4項目に重点を置いて実施した。

- (1) 研修等コンプライアンス意識の高揚に関する取組
- (2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組
- (3) 機密情報管理の徹底に関する取組
- (4) 応札・落札状況の分析に関する取組

II. 対象機関

北海道開発局 留萌開発建設部
東北地方整備局 山形河川国道事務所、新庄河川事務所
北陸地方整備局 松本砂防事務所
中部地方整備局 沼津河川国道事務所、高山国道事務所

III. 実施方法

- ・ 監察対象機関である事務所等に対し、ヒアリング事項を送付
- ・ 監察対象機関において、事務所長等の幹部職員に対するヒアリング及び現地の取組状況（機密情報管理等）を確認
- ・ 監察終了後、局長・副局長等の幹部職員に対し、監察結果を伝達

第3 対象機関ごとの担当監察官及び現地監察実施期間

対象機関	担当監察官	実施期間
北海道開発局 留萌開発建設部	総括監察官 広畑 義久 上席監察官 宮崎 正徳 監察官 金縄 健一 監察官 内田 拓志 監察官 青山 茂樹	平成29年6月1日及び 6月2日
北陸地方整備局 松本砂防事務所	総括監察官 麦島 健志 上席監察官 宮崎 正徳 監察官 河崎 拓実 監察官 内田 拓志	平成29年10月4日及び 10月5日
東北地方整備局 新庄河川事務所 山形河川国道事務所	総括監察官 麦島 健志 上席監察官 宮崎 正徳 監察官 金縄 健一 監察官 内田 拓志	平成29年10月18日から 10月20日まで
中部地方整備局 沼津河川国道事務所 高山国道事務所	総括監察官 麦島 健志 上席監察官 宮崎 正徳 監察官 金縄 健一 監察官 内田 拓志	平成29年11月27日から 11月29日まで

第4 監察結果

I. 対象機関における取組状況

現地における特別監察において確認した取組状況の概要は、以下のとおりである。

(1) 研修等コンプライアンス意識の高揚に関する取組

① 調査報告書における主な再発防止対策

- 違法性の認識に関する研修の内容について、入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと及び入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされることを十分に認識させるものとする。
- 上記研修の手法について、グループ討議方式、eラーニングによるポイント学習方式、理解度テストの活用等を積極的に採り入れる。
- 一人の職員が繰り返し倫理研修を受けるような体制を作る。

② 対象機関における取組状況

監察の結果、全ての事務所等において、違法性の認識に関する研修の内容は、上記各事項を認識させるとともに、自ら望まなくとも周囲の状況により入札談合に巻き込まれることがあり得ること及び過去に生じた不祥事案の要因・背景を周知、認識させるものとしていた。

また、全ての事務所等において、職員の研修等の受講状況を把握し、未受講者に対してはフォローするなどして、全職員に年1回は受講させる体制を確保していた。

さらに、全ての事務所等において、入札契約事務に関する機密情報を多く保有し、不当な働きかけを受けやすい発注担当職員に対する注意喚起を徹底していた。

以上のように、全ての事務所等において、研修等の内容に創意工夫を凝らすなど、マンネリ化防止の観点も含め、様々な取組を行っていたが、引き続き、効果的・効率的な取組を実施することが必要な状況であった。

(2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組

① 調査報告書における主な再発防止対策

- 意識改革に向けた取組
 - ・ 事業者との接触ルールを明確化・徹底する。
 - ・ 事務所副所長室の可視化、大部屋化等を行うとともに、事業者との対応は、執務

室の外に、オープンな接客室を設けて、外からも容易に見えるようにする。

- 不当な働きかけに対する報告の徹底
 - ・ 入札契約に関する業務について事業者・OBから不当な働きかけを受けた場合には、毅然と対応するとともに、その内容の記録、直属の上司及び本局の局長への報告を義務付ける。

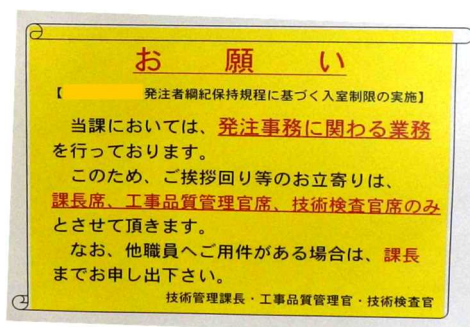
② 対象機関における取組状況

監察の結果、多くの事務所等において、事業者等との接触ルールが「発注者綱紀保持規程」等によって明確化され、事業者等との対応は、執務室の外のオープンな場所で複数の職員により実施していたが、一部の事務所等においては、同規程の規定が明確ではなく、技術審査・評価業務を担当する課では執務室内の打合せテーブルで、事業者等との打合せ等を行っていた。

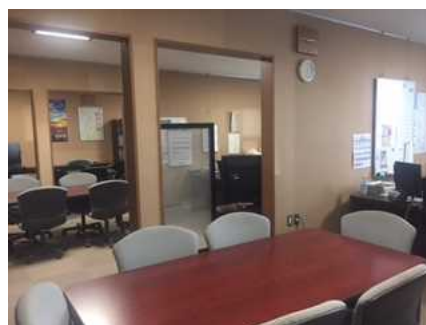
また、多くの事務所等においては、常時、掲示等により周知のうえ、事業者等の自由な出入りを制限していたが、一部の事務所等においては、積算業務、技術審査・評価業務を担当する課において、課長等一部の席への事業者等の自由な出入りを許容していた。

さらに、全ての事務所等において、地方整備局の事務所副所長及び北海道開発局の開発建設部次長（以下「副所長等」という。）室の可視化、大部屋化等に向けた取組を進めていたが、一部の事務所等においては、個室間の壁の一部撤去のみ又は個室間のドア撤去のみの暫定対応のままとなっており、副所長等室への来訪者を容易に視認できない状況となっていた。

なお、全ての事務所等において、不当な働きかけを受けた場合には、その内容の記録、局長等への報告が「発注者綱紀保持規程」によって義務付けられていたが、平成28年度においては、実際に不当な働きかけを受けたという事案はなかった。



課長等一部の席への
事業者等の自由な出入りを許容する掲示の例



個室間の壁の一部撤去のみの例

(3) 機密情報管理の徹底に関する取組

① 調査報告書における主な再発防止対策

- 予定価格の作成を入札書の提出後に行う。
- 入札書と技術提案書を同時に提出させる。
- 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保する。
- 技術提案書における事業者名のマスキングの必要性について過度な事務負担となっていないか検証する。
- 機密情報に関する管理方法及び管理責任者について明確化・ルール化を行う。
- 機密情報を電子データとして保管する場合にはアクセス制限、パスワード管理等技術的セキュリティの強化を図るなどする。

② 対象機関における取組状況

監察の結果、全ての事務所等において、上記の再発防止対策を講じていた。

また、全ての事務所等において、技術提案書等の工事の履行確認に必要な情報について、当該工事の担当者以外の者へ情報が漏洩しないよう、書類等を担当の主任監督員に手渡しのうえ、施錠できる書庫等にて管理し、履行確認後は速やかに裁断処分するなど、適切に管理等を行っていた。

さらに、「発注者綱紀保持規程」等においては、「情報管理総括責任者」は、発注する工事の種類（例えば河川改修、道路維持等）及び入札関連情報等の種類ごとに、「情報管理責任者」及び「業務上取り扱う者」を「情報管理整理役職表」において指定することとされており、全ての事務所等において、「情報管理整理役職表」を適切に更新していた。また、開発建設部においては、本官発注工事の入札関連情報に関して、設計図書の作成に関与する担当事務所職員を「業務上取り扱う者」に明記していた。

引き続き、これらの取組を実施することが必要な状況であった。

なお、情報管理のルールが守られているかどうかについて、「情報管理責任者」が定期的に（少なくとも毎年度1回）点検し、その結果を「情報管理総括責任者」に報告することとされているが、一部の事務所等においては、「情報管理責任者」が管理すべき情報の種類が明示されていない点検表に基づき点検を実施したため、適切な点検とは言い難い状況であった。

(4) 応札・落札状況の分析に関する取組

① 調査報告書における主な再発防止対策

- 事務所ごとに年間を通じた応札状況の傾向等についてホームページで公表するなど透明化・情報公開を強化する。

- ・ 一般土木工事又は港湾土木工事の落札率（月平均・年平均）の公表
- ・ 一般土木工事又は港湾土木工事の事業者別年間受注額・受注割合の公表

② 対象機関における取組状況

監察の結果、全ての事務所等において、一般土木工事につき、月次入札状況、入札結果データ、事務所ごとの平均落札率、事業者ごとの当初契約額・受注割合等のデータをホームページ上に公開し、順次更新していた。

なお、今回の対象機関においては、平均落札率が高止まりする、平均入札参加者が少ないなどの状況にあり、事務所等においては、その状況を認識していた。しかしながら、談合を未然に防止する不断の努力が必要であり、この観点から、競争性を阻害するような事象を把握し、それに対処するためには、必要に応じ、分析方法の工夫や競争性の確保に向けた一層の取組を行うことが望ましい状況であった。

また、談合疑義事実処理マニュアル（平成22年9月30日国地契第31号別添3）の運用にあたっては、各地方整備局において、事務処理手続を定める規定を整備しているが、本局及び事務所等における規定とその運用に乖離があるとともに、一部の本局からは、現在の規定どおりに運用することは手続きに時間を要し、適切な工期が確保できなくなる懸念があるとの意見があった。

II. 過年度の提示意見に対する取組状況

過年度の特別監察における提示意見に対する取組について、本省への報告に際し実際
の取組内容が正確、詳細に把握されていなかった例（「情報管理整理役職表」に関して、
作成後一度も更新を行っていないにも拘らず、更新を適切に行っている旨報告した例
等）、また、取組内容が十分とは言い難かった例（副所長等室の可視化、大部屋化等の取
組に関して、個室間の壁の一部撤去のみ又は個室間のドア撤去のみの暫定対応のままとな
っている例等）がみられた。

Ⅲ. 提示意見

監察の結果、必要と認める事項について提示する意見は、以下のとおりである。

(1) 研修等コンプライアンス意識の高揚に関する取組

入札契約事務に係るコンプライアンスに関して、対象者、内容、頻度を適切に設定した研修等を行うことで、全ての職員に繰り返しその重要性を認識させる機会を確保し、コンプライアンス意識が希薄にならないよう継続的な取組を実施することが重要である。

1) 研修等において重点的に伝えるべき事項及び受講の徹底

事務所等及び本局においては、違法性の認識に関する研修の徹底の観点から、改めて、全ての職員に自分の身近な問題として認識させるため、以下の事項を重点的に伝えることに留意して、入札契約事務に係るコンプライアンス研修等（コンプライアンス講習会、講義、講座、コンプライアンス・ミーティング等各種取組を含む。）に取り組むこと。

- ・入札談合等入札に関する違法行為に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること
- ・自ら望まなくとも、周囲の状況次第で入札談合等入札に関する違法行為に巻き込まれることがあり得ること
- ・過去に生じた不祥事案及びその具体的な要因・背景

また、上記研修等の実施にあたっては、以下の点に留意し、受講の徹底を図ること。

- ・コンプライアンス推進計画等において、全職員に年1回以上、上記研修等を受講させることについて目標を設定すること
- ・本局においては管内の全事務所等を含む全職員の上記研修等の受講状況を把握すること
- ・未受講者がいる場合、その者に研修等を受講させるための具体的な取組を行うこと

2) 発注担当職員に対するコンプライアンス意識のさらなる徹底

事務所等及び本局においては、発注担当職員が、入札契約事務に関する機密情報を多く保有しており、不当な働きかけを受けやすい立場にあることを踏まえ、特に発注担当職員を対象として既存の各種会議等を活用するなどして、入札契約事務に係るコンプライアンス意識のさらなる徹底を図ること。

3) 発注者綱紀保持規程違反等に関する報告についての周知の徹底

事務所等及び本局においては、外部の者からの不当な働きかけに関する報告のみならず、同一地方整備局等内の他の職員による発注者綱紀保持規程違反に関する報告についても、以下の事項について、研修等において周知徹底を図ること。

- ・発注担当職員に対して同一地方整備局等内の他の職員が機密情報を要求する行為についても、違法、不当な行為として、発注者綱紀保持規程違反となること
- ・報告は職員に課された義務であること
- ・報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等に関すること
- ・報告を怠った場合には処分があり得ること

(2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組

事業者・OBとの接触・対応にあたっては、入札談合への関与や機密情報漏洩等を防止すること及び国民の疑惑を招かないことが必要であり、不祥事を繰り返さないための取組を継続することが重要である。

1) 事業者等とのオープンな場所での対応の徹底

事務所等及び本局においては、発注担当職員は、事業者等との応接に当たって、原則として、執務室の外に、オープンな接客室等を設けて、複数の職員により対応するとともに、これによることができない場合は事前に所属長等の承諾を得るなど、発注者綱紀保持規程に定められた事業者等との応接方法の徹底を図ること。

また、北海道開発局においては、上記の主旨について、発注者綱紀保持規程等を改正し、明確にすること。

2) 積算業務、技術審査・評価業務等を担当する課室への自由な出入りの制限

事務所等及び本局においては、仕様書及び設計書の作成や技術審査・評価等の業務を担当する課室において、入札契約に係る機密情報漏洩防止のための取組であることを常時、掲示等により周知したうえで、事業者等の執務室への自由な出入りを制限すること。

3) 副所長等室の可視化、大部屋化等の推進

事務所等においては、副所長等室の可視化、大部屋化等が実施されていない場合はもちろん、個室間の壁の一部撤去のみ又はドア撤去のみの暫定対応となっている場合においても、庁舎のスペースや構造耐力等の点で支障がない限り、再発防止対策の主旨を踏まえ、可視化、大部屋化等に向けた取組を進めること。

また、本局においては、その実施状況を把握した上で、未実施や暫定対応の事務所等に対し、可視化、大部屋化等に向けた指導・助言を行うこと。

(3) 機密情報管理の徹底に関する取組

入札契約の適正化の観点から、機密情報については、その適切な管理を徹底するとともに、情報が漏洩しにくい体制の確保等を図ることが重要である。

1) 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保

事務所等及び本局においては、積算業務と技術審査・評価業務の両機密情報を知る者を限定し、分離体制を確保すること。

2) 「情報管理整理役職表」の適切な更新等の徹底

事務所等及び本局においては、機密情報に関し、誰がどの情報を取り扱えるか明確にするため、「情報管理整理役職表」を適切に更新すること。また、本局（北海道開発局においては開発建設部）においては、本官発注工事の入札関連情報に関して、事務所職員が設計図書を作成に関与する場合には、当該事務所職員を「業務上取り扱う者」として「情報管理整理役職表」に明記すること。

事務所等及び本局においては、情報管理が適切に行われていることを確認するため、「情報管理責任者」による毎年度の点検を適切に行うこと。なお、点検に際しては、「情報管理責任者」が管理すべき情報の種類（予定価格、技術評価点等）及び媒体（文書、データ）並びに点検結果（適・否・対象外）を明示した点検表により点検すること。

さらに、事務所等及び本局においては、「情報管理総括責任者」は、「情報管理責任者」からの点検結果の報告内容に関し、点検が適切に行われているか確認、把握すること。

3) 発注事務に関する書類等の管理の徹底

事務所等及び本局においては、発注事務に関する書類等について、みだりに文書化せず、文書化したものは「情報管理責任者」として記載されている者が施錠箇所にて管理し、データについては「情報管理責任者」が指定するサーバー内で管理等、発注者綱紀保持マニュアルに定められた管理方法の徹底を図ること。

4) 事務所、出張所等へ送付される工事の履行確認のために必要な情報の管理の徹底

事務所等及び本局においては、技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報については、担当者以外の者へ情報が漏洩しないようにするため、送付に際しては、書類の手渡しや、パスワード付きのファイルでのメール送信等の方法により送付すること。また、管理・処分の際には、施錠できる書庫等にて管理し、履行確認後は速やかに裁断するなどの方法により処分すること。

なお、本局においては、事務所等に対し、平成28年度に発覚した中部地整事案を踏

まえ、再発防止に資するため、技術提案書等の管理の厳格化について改めて指導・注意喚起すること。

(4) 応札・落札状況の分析に関する取組

入札契約の適正化を確保し、違法行為を抑止する観点から、発注工事の落札率、応札者数、個々の応札者の応札状況等について、平素から継続的に分析することが重要である。

1) 応札・落札状況の分析方法の工夫

事務所等及び本局においては、応札・落札状況の分析に際しては、必要に応じ、個々の工事の応札・落札状況だけでなく、以下の点にも着目するなど分析方法を工夫することが望ましい。

- ・時系列的な推移や傾向等に着目した応札・落札状況
- ・事業毎（道路、河川、砂防、海岸、港湾等）の応札・落札状況
- ・管内の地域毎の応札・落札状況 等

2) 年平均落札率の高止まり等の傾向がみられる場合において講ずるべき措置

事務所等及び本局は、一般土木C等級工事及び港湾土木B等級工事（北海道開発局においては一般土木B及びC等級工事）について、i 上記①の応札・落札状況の分析結果を踏まえ、年平均落札率が95%超で高止まりしている場合や、応札・落札状況から違法行為が疑われる場合、ii 過去に当該地域において「談合情報」又は「談合疑義事実」があった場合等においては、入札契約の適正化及び職員の違法行為への関与の防止の観点から、以下の措置を講ずること。なお、その他の工事についても、同様の措置を講ずることが望ましい。

① 発注者綱紀保持

事業者等との接触・対応ルールや機密情報管理の徹底等発注者綱紀の一層の保持に努めること。

② 事業者との意見交換会等の場における対応

事業者に対し、事業者との意見交換会等の場で、発注者として、応札・落札状況を継続的に注視していること及び談合情報や談合疑義事実にはマニュアルに従って厳正に対処する姿勢等を示すよう努めること。

③ 入札参加資格の見直し等

より競争性が確保される環境の整備に向けて、必要に応じ、以下の措置について検討すること。

- ・地域要件や等級区分の拡大、施工実績要件の緩和等入札参加資格の見直し
- ・直轄工事の実績が少ないが技術力のある事業者の参加を増加させるため、チャレンジ型、技術者育成型、自治体実績評価型等の総合評価落札方式の一層の活用 等

なお、今年度の特別監察では対象とした機関はなかったが、応札・落札状況に関しては以下の観点についても引き続き留意すること。

(参考 平成28年度特別監察提示意見要旨)

調査基準価格と同額での入札が発生する傾向がみられる場合において講ずるべき措置

調査基準価格と同額での入札が発生する傾向がみられるなど激しい価格競争が行われている場合には、工事を確実に受注するため、事業者から職員に対し、調査基準価格や総合評価落札方式における技術評価に関する情報などの機密情報の漏えい要求行為がなされるリスクが高まると考えられる。そこで、事務所等及び本局は、一般土木工事及び港湾土木工事について、調査基準価格と同額での入札が発生する傾向がみられる場合、職員が調査基準価格や技術評価に関する情報等機密情報の漏えい等違法行為に巻き込まれることがないように、以下の各措置を講ずること。なお、その他の工事についても、同様の措置を講ずることが望ましい。

① 発注者綱紀保持

事業者等との接触・対応ルールや機密情報管理の徹底など発注者綱紀の一層の保持に努めること。

② 入札業者へのヒアリング等

発注者綱紀保持の観点から必要があるときには、担当職員や当該入札事業者にヒアリングを行うなどの対応を検討すること。

3) 談合疑義事実処理マニュアルの運用

本局においては、談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたり、地方整備局等の実情に応じた的確な事務処理手続を定める規定を整備するとともに、本局及び事務所等においては、その規定を適切に運用すること。

本省においては、地方整備局等による規定の整備や運用にあたり、必要な指導、助言を行うこと。

(5) 提示意見に対する取組状況についての地方整備局等による監査の実施について

本局においては、管内の全ての事務所等に対し、2年または3年で一巡して、提示意見に対する取組状況について監査を行い、実態を的確に把握し、適切な取組がされていない場合には指導、助言のうえ、改善させること。

(別添) 対象機関における取組状況

(1) 研修等コンプライアンス意識の高揚に関する取組

(北海道開発局留萌開発建設部)

- ・ 開発建設部では、入札談合等関与行為防止法上の違法性の認識に関する研修等については、「コンプライアンス講習」(本局主催、開発建設部からは幹部職員が参加し、その後、開発建設部において内容を周知。)、職場内ミーティング、eラーニング、コンプライアンス研修用DVDの視聴、本局による職員研修の受講等を行っていた。これらの研修等のいずれかを、全職員が年1回は受講していた。
- ・ より入札談合に巻き込まれるおそれの高い幹部職員、発注担当職員に対しては、課所長会議及び職場内ミーティング等により、注意喚起を行っていた。
- ・ 研修等の内容は、入札談合に関わった場合の処罰等、また、自ら望まなくとも周囲の状況によって入札談合に巻き込まれる可能性があり得ることについて認識させるものとなっており、また、過去に生じた不祥事事例の要因・背景について、十分に周知し、認識させるものとしていた。上記についての周知等は、年1回は行っていた。
- ・ コンプライアンス意識が年月の経過とともに希薄にならないようにするために、毎年、倫理週間に合わせて、コンプライアンス研修用DVDを視聴させるなどしていた。また、研修等のマンネリ化防止のために、職場内ミーティングでは、コンプライアンスに関するタイムリーな話題や、最新の動向等が掲載された「コンプライアンス通信」、コンプライアンス推進計画の内容等を取りまとめた「コンプライアンスハンドブック」(ともに本局発行)を活用し、意見交換させていた。
- ・ 平成28年度、本局で実施した職員アンケートの結果によると、ほぼ全ての職員が「法令遵守に対する意識が身についていると思う」、95%の職員が「法令遵守が実践される組織風土になっていると思う」と回答しており、法令遵守に対する意識は大きく組織風土に根付いていることが伺えると認識していた。
- ・ 研修等は、本局が作成している資料を教材とし、職場内ミーティングの場を利用するなどして実施しているため、業務への支障は特段生じていないと認識していた。

(東北地方整備局山形河川国道事務所)

- ・ 事務所では、入札談合等関与行為防止法上の違法性の認識に関する研修等について、コンプライアンス・ミーティング(年2回)、講習会、コンプライアンスに関するセルフチェック、コンプライアンス eラーニング等を行っていた。こ

これらの研修等のいずれかを、全職員が年1回は受講していた。

- より入札談合に巻き込まれるおそれの高い幹部職員、発注担当職員に対しては、コンプライアンス推進委員会において、高知事案等の事例を紹介し、刑事・民事・行政・社会的な制裁のほか、本人、職場及び家族への影響等について、再度認識させることを図っていた。
- 研修等の内容は、入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと、入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、自ら望まなくとも周囲の状況により入札談合に巻き込まれる可能性があり得ること、及び過去に生じた不祥事事例の要因・背景について、十分に周知し、認識させるものとしており、上記についての周知等は、年1回は行っていた。
- コンプライアンス意識が年月の経過とともに希薄にならないようにするために、また、研修等のマンネリ化防止のために、コンプライアンス・ミーティングにおける意見・質問に対し、その対応・解説についてのフィードバックを行うことや、事務所長等から繰り返し注意喚起を行うことなどをしていった。
- 研修等に関して職員からは、「上司への報告への躊躇」、「なんでも相談・報告できる職場の雰囲気づくりの必要性」等について意見等が出されていた。
- 研修等の実施が業務に支障をきたすという声はなかった。

(東北地方整備局新庄河川事務所)

- 事務所では、入札談合等関与行為防止法上の違法性の認識に関する研修等について、コンプライアンス・ミーティング(年2回)、コンプライアンス講習会、コンプライアンスeラーニングを行っていた。これらの研修等のいずれかを、全職員が年1回は受講していた。
- より入札談合に巻き込まれるおそれの高い幹部職員、発注担当職員に対しては、四半期開催の「幹部会」「コンプライアンス推進委員会」、毎週開催の「幹部朝会」にて、本局発行の「コンプライアンス通信」、「研修教材」等により注意喚起していた。
- 研修等の内容は、入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと、入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、自ら望まなくとも周囲の状況により入札談合に巻き込まれる可能性があり得ること、及び過去に生じた不祥事事例の要因・背景について、十分に周知し、認識させるものとしており、上記についての周知等は、年1回は行っていた。
- コンプライアンス意識が年月の経過とともに希薄にならないように、「コンプライアンス・インストラクター」が、各出張所のミーティングに出席し、解説を詳

細に説明するなど、直接指導・アドバイスを 행っていた。また、研修等のマンネリ化防止のために、本局から提供される最新の情報や教材を活用していた。

- ・ 研修等に関して職員からは、常日頃から適切な対応が取れるように、マニュアル等の内容をよく把握しておく必要がある等の意見があった。
- ・ 研修等の実施が業務に支障をきたすという声はなかった。

(北陸地方整備局松本砂防事務所)

- ・ 事務所では、入札談合等関与行為防止法上の違法性の認識に関する研修等については、平成28年度及び平成29年度「北陸地方整備局コンプライアンス推進計画」に基づき、コンプライアンス・ミーティングを各課・出張所単位で年2回実施している他、本局職員によるコンプライアンス出前講座、コンプライアンス講習会、事務所でのコンプライアンス講座等を行っていた。これらの研修等のいずれかを、全職員が年1回は受講していた。
- ・ より入札談合に巻き込まれるおそれの高い幹部職員、発注担当職員に対しては、⑦幹部職員については、年度当初の所属長等会議等において所長から本人に注意喚起するとともに部下職員への指導徹底を図っており、また、⑧発注担当職員については、中部事案を踏まえた取組の一環として、本局の契約実務担当者会議で注意喚起が図られており、事務所から発注担当者等4名を出席させていた。
- ・ 研修等の内容は、入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと、入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、及び自ら望まなくとも周囲の状況により入札談合に巻き込まれる可能性があり得ることを十分に周知し、認識させるものとしており、上記についての周知等は、年1回は行っていた。特に、高知県内における入札談合事案を題材に、事案の教訓、原因・背景、確実な再発防止対策、懲戒処分の指針等について、管理職を含めた職員への講義により認識させており、また、中部不正事案については、不正事案発生要因等について、所属長等会議において、管理職等を通じて職員へ周知・認識させていた。
- ・ コンプライアンス意識が年月の経過とともに希薄にならないようにするため、コンプライアンスに関する理解度調査を年1回実施している他、携帯カードを常時携帯させ、コンプライアンス・ミーティング時に所属長に部下職員の携帯状況の確認とその報告をさせるなどの取組を行っていた。また、研修等のマンネリ化防止のため、コンプライアンス・ミーティングでは、タイムリーな話題を提供して、活発な意見交換を促すなどの工夫を行っていた。
- ・ 研修等に関して職員からは、「コンプライアンス・ミーティングは、コンプライアンスに関しての一方向的な講義や資料の配付ではなく、最近の話題に即したテーマ設定をしているため、当該事案の要因・背景を具体的に取り上げて議論するこ

とができるので、テーマを自分のこととして考え、自由な意見が出せる機会として役立った」などの意見があった。

- ・ 研修等の実施は、職員のコンプライアンスの意識の向上は非常に重要であるとの認識があること、また、コンプライアンス・ミーティングにおいては、進行要領や解説とまとめを司会者（所属長）に事前配布するなど工夫しており、業務への支障も生じていないと認識していた。

（中部地方整備局沼津河川国道事務所）

- ・ 事務所では、入札談合等関与行為防止法上の違法性の認識に関する研修等について、e-ラーニング、コンプライアンス・ミーティング、コンプライアンス講習会等を行っていた。これらの研修等のいずれかを、全職員が年1回は受講していた。
- ・ より入札談合に巻き込まれるおそれの高い幹部職員、発注担当職員に対しては、定期的開催される管理職員クラスを集めた定例会議の場で、注意喚起していた。
- ・ 研修等の内容は、入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと、入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、自ら望まなくとも周囲の状況により入札談合に巻き込まれる可能性があり得ること、及び過去に生じた不祥事事例の要因・背景について、十分に周知し、認識させるものとしており、上記についての周知等は、年1回は行っていた。
- ・ コンプライアンス意識が年月の経過とともに希薄にならないように、発注者綱紀保持規程や国家公務員倫理規程等の法令については、繰り返し説明を行い、コンプライアンス意識の向上・醸成に効果的であるコンプライアンス・ミーティングは、定期的開催していた。また、研修等のマンネリ化防止のために、入札談合や官製談合防止法について専門的な講習を受けられることから公正取引委員会による講習会を開催し、自習時間にはコンプライアンス研修用DVDを活用していた。
- ・ 研修等に関して職員からは、コンプライアンス・ミーティングは様々な意見を吸収することができ、不正事案の情報提供はリアリティがあり効果的である等の意見があった。
- ・ 研修等の実施が業務に支障をきたすという声はなかった。

（中部地方整備局高山国道事務所）

- ・ 事務所では、入札談合等関与行為防止法上の違法性の認識に関する研修等について、コンプライアンス・ミーティング、講習会、e-ラーニング等を、それぞれ1回は、全職員を対象として行っていた。なお、未受講者に対しては、別途イン

トラネット等資料の活用によるフォローアップの取組を行っていた。

- より入札談合に巻き込まれるおそれの高い幹部職員・発注担当職員に対しては、幹部職員が出席する定例会における注意喚起、幹部職員を対象としたコンプライアンス・ミーティング等を行っていた。
- 研修等の内容は、入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと、入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、自ら望まなくとも周囲の状況により入札談合に巻き込まれる可能性があり得ること、及び過去に生じた不祥事事例の要因・背景について、十分に周知し、認識させるものとしており、上記についての周知等は、年1回は行われていた。
- コンプライアンス意識が年月の経過とともに希薄にならないようにするために、前述のとおり、全職員に年1回は研修等を受講させるよう取り組んでいた。
- 研修等のマンネリ化防止のために、コンプライアンス・ミーティングにおいてできるだけ新たな題材を提供することや、講習会等において他官署で発生した不正事案をタイムリーに提供することを心掛けていた。
- 研修等に関して、職員からは、研修等を受講することによりコンプライアンスに対する意識が高まった旨の意見が多くあり、また、中部地整で不正事案が発生したこともあり、再発防止策として研修等の実施は必要であると認識されていた。

(2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組

(北海道開発局留萌開発建設部)

- ・ 技術審査・評価業務を担当する課に来訪した事業者等とは、執務室内の打合せテーブルで、事業者等との打合せ等を行っていた。
- ・ 積算業務、技術審査・評価業務を担当する課において、課長等一部の席への事業者等の自由な出入りを許容していた。
- ・ 次長室の可視化、大部屋化等については、個室間の壁を一部撤去したのみであった。
事業者等の来訪は挨拶が主であり、また、職員から個別の相談等があった場合には別室で応じており、特に業務に支障を来すことはない認識していた。
- ・ 事業者等からの不当な働きかけはなかった。

(東北地方整備局山形河川国道事務所)

- ・ 来所した事業者等とは、原則としてオープンな場所で複数の職員により対応していた。例外的にそのような対応ができない場合には、事前に所属長の承諾を得て、用件を最小限にとどめたうえ、会議室等のドアを開放して、可視化を図って対応していた。
- ・ 副所長室の可視化、大部屋化等については、既に副所長室の相部屋化を実施していた。副所長室を事業者等が来訪する際は、まず受付から往訪の連絡を受けて、常にドアを開けたまま対応していた。また、職員からの個別の相談等には別室で応じており、相部屋化によって特に業務に支障をきたすことはない認識していた。
- ・ 事業者等からの不当な働きかけはなかった。

(東北地方整備局新庄河川事務所)

- ・ 来所した事業者等とは、原則としてオープンな場所で複数の職員により対応しているが、例外的にそのような対応ができない場合には、事前に所属長の承諾を得た上で、周囲の職員から容易に視認できるオープンな場所で対応していた。
また、事業者等の執務室への立入り制限について明示した「来訪者配布カード」を各所属長が常備し、必要に応じて来訪者に配布して協力依頼をしていた。
- ・ 副所長室の可視化、大部屋化等については、副所長室の相部屋化を実施していた。また、所内職員からの個別相談等があった場合は、隣室の「健康相談室」を使用しており、業務に支障は生じていないと認識していた。
- ・ 事業者等からの不当な働きかけはなかった。

(北陸地方整備局松本砂防事務所)

- ・ 来所した事業者等とは、原則として、オープンな場所で複数の職員により対応することとしており、職員への周知を図っていた。複数の職員により対応をすることができない場合には、上司の承諾を得て、周囲の職員から容易に視認できるオープンな場所に対応したうえ、対応内容及び対応状況を上司へ報告していた。
- ・ 副所長室の可視化、大部屋化等については、副所長室の相部屋化を実施していた。また、事業者等の来訪は主に挨拶程度のため、原則入口ドアに立ったまま対応しており、また、職員からの個別の相談等は別室で応じており、相部屋化によって特に業務に支障をきたすことはないとの認識であった。
- ・ 事業者等からの不当な働きかけはなかった。

(中部地方整備局沼津河川国道事務所)

- ・ 来所した事業者等とは、原則としてオープンな場所で複数の職員により対応していた。また、事業者等に、受付において、入退庁受付簿として「会社名」、「氏名」、「人数」、「訪問先」、「担当」、「用件」を記載させるとともに、『受付済証』のバッチをつけさせて、来所の目的・所在を明確にしていた。また、事業者等から挨拶を受ける際には、事務所長・副所長においては、それぞれ受付を通し連絡を受け、個室においてドアをあけたままのオープンな状態で対応しており、所属長等については、受付を通して連絡を受け、事務所玄関受付付近にて対応していた。
- ・ 副所長室の可視化、大部屋化等については、ドア撤去のみの暫定対応であったが、副所長室の相部屋化に向けて契約手続きを開始しており、今年度中に実施予定である。
- ・ 事業者等及び同一地方整備局等内の発注担当外の職員からの不当な働きかけはなかった。

(中部地方整備局高山国道事務所)

- ・ 来所した事業者・OBとは、来訪者受付簿に、企業名、氏名、(来訪の)理由等を記載してもらったうえ、原則としてオープンな場所で複数の職員により対応していた。例外的にそのような対応ができない場合については、事前に所属長の承諾を得るなどしていた。
- ・ 副所長室の可視化、大部屋化等については、副所長室の相部屋化を実施していた。相部屋化によって特に業務に支障をきたすことはないとの認識であった。
- ・ 事業者等及び同一地方整備局等内の発注担当外の職員からの不当な働きかけはなかった。

(3) 機密情報管理の徹底に関する取組

(北海道開発局留萌開発建設部)

- ・ 予定価格作成時期の後倒しはすべての工事に適用していた。
- ・ 入札書及び技術資料の同時提出の実施は、施工能力評価型で実施するすべての工事に適用していた。
- ・ 事業者名のマスキングについては、北海道開発局では平成20年度から取り組んでおり、すでにルーチン化しており、特段の負担にはなっていないと認識していた。
- ・ 予定価格調書及び調査基準価格調書は、金庫において保管していた。
- ・ 情報管理整理役職表は、情報管理責任者又は業務上取り扱う者が追加、変更された場合に更新していた。
- ・ 発注事務に関する文書及び電子データの管理については、文書は指定された者のみが取り扱い、机上には放置しないこととしており、使用しない間、施錠可能な場所に保管することとしていた。また、入札情報を含む電子データは、ファイルにパスワードを設定し、フォルダにアクセス制限を設定して、情報管理責任者が指定したサーバーに保管していた。
- ・ 開発建設部発注工事について、担当事務所等の職員は、工事原価までの積算を行っているが、システムの設定により予定価格は積算できないようにしていた。また、情報管理整理役職表においては、当該事務所の担当課長を情報管理責任者、各担当者を業務上取り扱う者として指定し、工事原価の作成まで行うことができることを記載していた。
- ・ 発注事務に関する情報を、業務上取り扱う者として指定された者以外が取り扱うことはなかった。
- ・ 工事の履行確認のために必要な情報（特別契約書の写し等）は、事務所の監督職員に送付することで伝達していた。また、伝達された必要な情報については、監督職員は、工事施工中は施錠できるキャビネット等で保管し、工事竣工後の適切な時期に廃棄処分を行っていた。
- ・ 情報管理責任者は、発注事務に関する情報の管理状況について、「北海道開発局発注者綱紀保持規程」に基づき、毎年度、点検していた。また、点検結果については、情報管理責任者が、情報管理総括責任者に報告していた。
- ・ 積算業務、技術審査・評価業務の分離体制は、担当課を分けることにより確保していた。
- ・ 発注者支援業務の委託先における情報管理については、発注者支援業務共通仕様書において守秘義務を課しており、そのうち、積算技術業務については、積算関係資料の管理体制を業務計画書に記載するように求め、積算関係資料の管理

体制及び情報セキュリティに関する対策の実施状況については、毎月、調査員への報告を求め、また、業務打ち合わせの際に、調査職員が業務計画書の情報管理に関する履行状況を確認するなどしていた。

- ・ 積算技術業務、技術審査業務を同一の会社が受注した場合の委託先における情報管理の徹底については、技術審査業務は発注していないものの、発注者支援業務共通仕様書において、受注者に対して、業務の履行に関して業務上知り得た情報の流出防止対策の周知徹底を求めている。

(東北地方整備局山形河川国道事務所)

- ・ 予定価格作成時期の後倒しについて、すべての工事を対象として実施していた。
- ・ 入札書及び技術資料の同時提出について、一般土木C等級・施工能力評価型の工事については、平成28年度第2次・第3次補正予算にかかる発注工事以外はすべて実施していた。
- ・ 事業者名のマスキングについては、施工能力評価型にて同時提出を適用している工事では不要とすることによって、職員の過度な事務負担とならないよう留意していた。
- ・ 予定価格調書及び調査基準価格調書については、金庫において保管していた。
- ・ 情報管理整理役職表の作成・更新については、4月期人事異動時に更新しており、最新の更新は平成28年4月だった。
- ・ 発注事務に関する情報の管理状況にかかる点検については、情報管理責任者毎に毎年度(第1四半期に)点検を実施し、情報管理総括責任者あて報告していた。
- ・ 発注事務に関する書類等及び電子データ等の管理方法については、⑦発注事務に関する文書については、業務上取り扱う者と指定された者のみが取り扱い、机上には放置しないこととしており、使用しない間は施錠可能な場所に保管していた。また、④発注事務に関する電子データについては、業務上取り扱う者のみがアクセスできる共有フォルダで保管していた。

発注事務に関する情報を業務上取り扱う者として指定されている者以外の者が取り扱うことがある場合、包括的に情報管理総括責任者の承諾を得ていた。

- ・ 工事の履行確認のために必要な情報(技術提案書の一部の内容など)について、⑦伝達に際しては、技術副所長が、当該工事の主任監督員及び発注担当者に手交しており、④管理に際しては、主任監督員及び発注担当課長が厳重に管理の上、工事の完成検査後速やかに技術副所長に返却しており、⑤処分には、技術副所長が、返却受領後直ちに裁断処理を行っており、情報管理の徹底を図っていた。
- ・ 積算業務と技術審査・評価業務の分離については、積算業務は発注担当課、技術審査・評価業務は品質確保課がそれぞれ行うことにより、分離体制が確保され

ていた。

- ・ 発注者支援業務の委託先における情報管理については、守秘義務事項に関し、契約書及び共通仕様書において遵守するよう明記されていることに加え、受注者に対しては、改めて契約後業務着手前に周知徹底を図るとともに、業務計画書にも記載するよう指導していた。
- ・ 積算技術業務、技術審査業務を同一の会社が受注しているため、両業務の分離体制確保の観点から、業務実施場所の分離、業務室の施錠、管理技術者・担当技術者以外の立入禁止及び情報システムのパスワード管理について、徹底するよう指導していた。

(東北地方整備局新庄河川事務所)

- ・ 予定価格作成時期の後倒しについて、すべての工事を対象として実施していた。
- ・ 入札書及び技術資料の同時提出について、施工能力評価型のすべての工事を対象として実施していた。
- ・ 事業者名のマスキングに際しては、施工能力評価型にて同時提出を適用している工事では不要とすることによって、職員の過度な事務負担とならないよう留意していた。
- ・ 予定価格調書及び調査基準価格調書は、金庫において保管していた。
- ・ 情報管理整理役職表の作成・更新については、4月期人事異動時に更新していた。
- ・ 発注事務に関する情報の管理状況にかかる点検については、情報管理責任者毎に毎年度点検を実施し、情報管理総括責任者あて報告していた。
- ・ 発注事務に関する文書については、業務上取り扱う者と指定された者のみが取り扱い、机上には放置しないこととしており、電子データについては、共有サーバー内に専用フォルダを作成し、業務上取り扱う者のみがアクセスできるよう制限をかけて保管していた。
発注事務に関する情報を業務上取り扱う者として指定されている者以外の者が取り扱うことがある場合、包括的に情報管理総括責任者の承諾を得ることとしていた。
- ・ 積算業務と技術審査・評価業務の分離については、積算業務は発注担当課、技術審査・評価業務は(酒田河川国道事務所)品質確保課がそれぞれ行うことにより、分離体制が確保されていた。
- ・ 発注者支援業務の委託先における情報管理については、契約図書及び業務計画書に記載し、情報管理を徹底していた。
- ・ 積算技術業務、技術審査業務を同一の会社が受注した場合を想定し、業務実

施場所の分離、業務実施室の施錠、関係者以外の立入禁止等による守秘義務と情報セキュリティの確保について、契約図書及び業務計画書に記載し、委託先における情報管理を徹底していた。

(北陸地方整備局松本砂防事務所)

- ・ 予定価格作成時期の後倒しについて、すべての工事を対象として実施していた。
- ・ 入札書及び技術資料の同時提出について、施工能力評価型を適用する一般土木工事C等級の工事を対象として実施していた。
- ・ 事業者名のマスキングに際しては、競争参加者から提出された「技術資料」及び「施工計画」のみに競争参加者名等の競争参加者が特定できる箇所をマスキングしており、過度な事務負担とはなっていないと認識していた。
- ・ 予定価格調書及び調査基準価格調書については、金庫において保管していた。
- ・ 情報管理整理役職表の作成・更新については、事務所の組織改正や業務分担の見直しに伴い情報管理責任者及び業務上取り扱う者が変更となった都度作成しており、直近では平成29年4月に更新を行っていた。
- ・ 発注事務に関する文書及び電子データ等の管理方法については、⑦発注事務に関する書類等については、業務上取り扱う者と指定された者のみが取り扱い、机上には放置しないこととしており、使用しない間は施錠可能な場所に保管しており、また、④発注事務に関する電子データについては、業務上取り扱う者と指定された者のみがアクセスできる共有フォルダで保管していた。

発注事務に関する情報を業務上取り扱う者として指定されている者以外の者が取り扱うことがある場合、「北陸地方整備局発注者綱紀保持規程」及び「発注者綱紀保持マニュアル」に基づき、情報管理総括責任者の承諾が必要であるが、そのような事例はなかった。
- ・ 工事の履行確認のために必要な情報（技術提案書の一部の内容など）については、⑦伝達については、情報管理責任者が技術提案書を1部のみ紙出力して、当該工事の主任監督員に手渡し、④管理については、「技術提案書に係る情報管理簿（送付簿）」「技術提案書に係る情報管理簿（受領簿）」に送付や返却の年月日等を記載し、⑦処分については、返却された当該データを、情報管理責任者が確実に裁断処分したうえ、「技術提案書に係る情報管理簿（送付簿）」に裁断処分日を記載し、情報管理の徹底を図っていた。
- ・ 発注事務に関する情報の管理状況について、少なくとも毎年度一回、情報管理責任者が発注事務に関する情報管理（情報の漏えい、滅失及びき損を防止するための措置に関する事項や、帳簿、書類、資料及び磁気ディスクの保存に関する事項等）について点検を行い、その結果を情報管理総括責任者に報告して

いた。

- ・ 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保については、情報管理整理役職表のとおり、積算業務は発注担当課、技術審査は総務課、評価業務（施工計画の評価を含む）は（千曲川河川事務所）工事品質管理官及び品質確保課がそれぞれ行っており、分離体制が確保されていた。
- ・ 発注者支援業務の委託先における情報管理については、発注者支援業務の入札説明書において、委託業務は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づき実施される業務であり、守秘義務に違反した場合の罰則の適用がある旨を明記し、発注者支援業務共通仕様書においても守秘義務を課すなど情報管理の徹底を図っていた。
- ・ 積算技術業務、技術審査業務を同一の会社が受注した場合を想定した情報管理の徹底については、積算技術業務及び技術審査業務は、それぞれＩＣカード認証による電子錠が設置された出入口がある専用執務室にて作業を行わせるなど、情報管理の徹底を図っていた。

（中部地方整備局沼津河川国道事務所）

- ・ 予定価格作成時期の後倒しについて、すべての工事を対象として実施していた。
- ・ 入札書及び技術資料の同時提出について、事務所発注のすべての工事を対象として実施していた。
- ・ 事業者名のマスキングに際しては、入札書及び技術資料の同時提出の案件が拡大されたことにより、入札契約手続運営委員会資料のマスキングが不要となり以前より負担軽減されていた。
- ・ 予定価格調書及び調査基準価格調書は、金庫において保管していた。
- ・ 情報管理整理役職表の作成・更新については、組織や役職が追加・変更・削除になった都度、更新していた。
- ・ 発注事務に関する情報の管理状況にかかる点検については、情報管理責任者毎に毎年度点検を実施し、情報管理総括責任者に報告されていたが、各情報管理責任者において確実に点検が実施されたことを確認できるよう、点検書類の様式のあり方、またチェック体制のあり方を含め、更なる改善が望ましい。
- ・ 発注事務に関する文書については、業務上取り扱う者と指定された者のみが取り扱い、鍵のかかる書庫に保管し、電子データについては、共有サーバー内に専用フォルダを作成し、業務上取り扱う者と指定された者のみがアクセスできるよう制限をかけて保管していた。
- ・ 積算業務と技術審査・評価業務の分離については、積算業務は発注担当課、技術審査・評価業務は品質確保課がそれぞれ行うことにより、分離体制が確保され

ていた。

- ・ 発注者支援業務の委託先における情報管理については、契約図書及び業務計画書に記載し、情報管理を徹底していた。
- ・ 積算技術業務、技術審査業務を同一の会社が受注した場合を想定し、貸与資料の保管方法、電子情報セキュリティ対策、執務室のセキュリティ、作成資料の扱い・受け渡しの方法、関係者以外への情報流出の防止対策等について、業務計画書に具体的に記載し、委託先における情報管理を徹底していた。

(中部地方整備局高山国道事務所)

- ・ 予定価格作成時期の後倒しについて、すべての工事を対象として実施していた。
- ・ 入札書及び技術資料の同時提出について、すべての工事で実施していた。
- ・ 事業者名のマスキングについては、同時提出の対象案件が拡大されたことにより、負担が軽減されていた。
- ・ 予定価格調書及び調査基準価格調書については、金庫において保管していた。
- ・ 情報管理整理役職表の作成・更新については、役職名の変更や異動があった際に速やかに更新しており（主に4月期）、最新の更新は平成29年4月だった。
- ・ 発注事務に関する情報の管理状況にかかる点検については、情報管理責任者が、毎年度3月に点検を実施し、情報管理総括責任者あて報告していた。
- ・ 発注事務に関する文書及び電子データ等の管理方法については、㊦発注事務に関する文書については、業務上取り扱う者として指定された者のみが取り扱い、机上には放置しないこととしており、使用しない間は施錠可能な場所に保管していた。また、㊧発注事務に関する電子データについては、他課からのアクセスが制限されている共有フォルダで保管していた。

なお、現時点で該当例はないが、発注事務に関する情報を業務上取り扱う者として指定されている者以外の者が取り扱う場合は、情報管理総括責任者の承諾を得ることとしていた。

- ・ 出張所等に送付する、工事の履行確認のために必要となる技術提案書については、各副所長（技術・管理）が一括して施錠の上管理し、現場監督員等に対しては、貸出簿に、年月日、氏名等必要事項を記載させたくえ交付し、処分は各副所長が実施することとしていた。
- ・ 積算業務と技術審査・評価業務の分離については、積算業務は事務所担当課が、技術審査・評価業務は（岐阜国道事務所の）岐阜第二品確センターがそれぞれ行うことにより、分離体制が確保されていた。
- ・ 発注者支援業務の委託先における情報管理（積算技術業務、技術審査業務を同一の会社が受注した場合の情報管理を含む。）について、入札説明書及び特記仕様書において、秘密保持及び罰則について記載していた。また、受注者に、貸与

資料の保管方法、セキュリティー対策等について、業務計画書に記載させるとともに、実施状況について、毎月報告させていた。

(4) 応札・落札状況の分析に関する取組

(北海道開発局留萌開発建設部)

- ・ 開発建設部の平成27・28年度における応札・落札状況（一般土木B・C等級工事）は、
平成28年度 年平均落札率95.1%、平均入札参加者数2.2者
平成27年度 年平均落札率95.6%、平均入札参加者数2.6者
であった。
- ・ 部長は、開発建設部における応札・落札状況を平素から継続的に分析しており、近年の一般土木工事に関する応札・落札状況については、「留萌開発建設部が管轄する区域は、南北に長く直線距離で200kmにもなる。気候は緯度の割には比較的温暖であるが、南北に長い地形のため南部と北部の気温差が大きい。また、冬季は、シベリアから吹き付ける北西の季節風が、非常に過酷な風雪をもたらす地域でもある。このような広いエリアに建設業者が点在しており、建設会社から工事施工箇所までの距離は長くなる傾向にある。あわせて開発建設部管内は水産業が盛んな地域で、工事施工による汚濁水等を原因として、漁業従事者が補償を求めてくるケースも多い。また、人口減少や高齢化の進展を背景に建設業者においても、技術者の高齢化や人材不足という課題を抱えている会社が多い。このような状況において、応札・落札行動にどのような影響が出るのかという問題意識、また、若手技術者育成など、競争力を高めるために試行している工事発注によってどのような効果が現れるのかという意識をもちながら注視しているところである。工事内容の煩雑さ、施工時期、工事のスケールメリット、地理的条件等により応札者数や落札率に違いが生じているのではと考えている。」と認識していた。
- ・ 開発建設部における近年の一般土木工事に関する地元業界の状況について、建設業協会など事業者の声としては、「①工事発注手続きについて、平準化の観点や冬が厳しいという気候の観点から発注時期を早くして春先から現場に入れるような手続きにしてほしい、②業界としても人材育成に努めているが、事業量が見込めないと人材確保ができないことから公共事業費の安定的な確保をお願いしたい、③技術者、特に機械オペレーターの高齢化問題と若い労働力確保に苦心している」という意見があった。

(東北地方整備局山形河川国道事務所)

- ・ 事務所の平成27・28年度における応札・落札状況（一般土木C等級工事）は、
平成28年度 年平均落札率96.8%、平均入札参加者数4.8者

平成27年度 年平均落札率96.6%、平均入札参加者数3.5者であった。

- ・ 事務所長は、事務所における応札・落札状況を定期的に確認しているが、平均入札参加者については他の地域と比べて少ないとの認識をもっており、その理由として推測を含むとの前提のもと、「山形河川国道事務所は管内の地方生活圏が離れた盆地で、山地で隔てられている地理的状况にあり、その間を繋ぐ高速道路等のインフラが未整備であるため、地域の実情に詳しくない地元業者以外の業者が参加するのを敬遠していることが考えられる。その他、発注件数、発注時期、工事内容、他の発注機関の発注状況等も影響しているのではないかと認識していた。
- ・ 事務所における近年の一般土木工事に関する地元業界の状況について、建設業協会など事業者の声としては、「設計労務単価の引き上げ、地域間格差の解消」「調査基準価格の引き上げ」等の要望が寄せられていた。

(東北地方整備局新庄河川事務所)

- ・ 事務所の平成27・28年度における応札・落札状況（一般土木C等級工事）は、
平成28年度 年平均落札率96.4%、平均入札参加者数3.3者
平成27年度 年平均落札率96.2%、平均入札参加者数3.7者
であった。
- ・ 事務所長は、事務所における応札・落札状況を平素から継続的に分析しており、近年の一般土木工事に関する応札・落札状況については、「発注工事の大部分を占める砂防工事箇所は、積雪寒冷地であり、降雪までの限られた期間内で工事を完成しなければならない上に、降雨時における土石流の危険性も高い地域である等、現場条件が厳しいことから、現地状況に精通した地元業者以外は、入札参加を敬遠している状況」と推察していた。
- ・ 事務所における近年の一般土木工事に関する地元業界の状況について、建設業協会など事業者の声としては、「発注時期は工事の手持ちがない2～3月から4～5月にかけて発注してもらえば降雪期まで工期が有りベスト。以外の発注時期では手を挙げづらい。現場の特殊性を考慮した単価設定を望む。」等があった。

(北陸地方整備局松本砂防事務所)

- ・ 事務所の平成27・28年度における応札・落札状況（一般土木C等級工事）は、
平成28年度 年平均落札率95.2%、平均入札参加者数4.0者
平成27年度 年平均落札率95.0%、平均入札参加者数3.9者

であった。

- ・ 事務所長は、事務所における応札・落札状況を平素から継続的に分析しており、近年の一般土木工事に関する応札・落札状況については、「参加者数が少ない要因として、事務所管内の大部分を占める山間僻地において施工する工事は、気象条件や地形、地質条件について厳しい現場であり、更に危険性も高いところである。また、各種の規制（特別名勝、国立公園特別保護地区等）による現地調整等も必要となる。このため、上記現場条件を知る事業者が参加しているものと考えられる。」「落札率の高い要因としては、工事箇所が山間部で条件の厳しい現場であるため、平地と異なる施工のコスト、長い運搬距離、仮設等の安全対策、地質や各種規制等による不確定要素が影響しているものと考えられる。特に、蒲原沢土石流災害以後、事業者も安全対策に非常に気を使っており、積算が高くなる要因になっているのではないかと考えている。」と認識していた。
- ・ 近年の一般土木工事に関する地元業界の状況について、建設業協会など事業者の声としては、事務所管内の厳しい現場条件、施工条件を踏まえた発注（積算）を心がけてほしいとの要望があった。

（中部地方整備局沼津河川国道事務所）

- ・ 事務所の平成27・28年度における応札・落札状況（一般土木C等級工事）は、
平成28年度 年平均落札率95.1%、平均入札参加者数5.5者
平成27年度 年平均落札率95.1%、平均入札参加者数6.6者
であった。
- ・ 事務所長は、事務所における応札・落札状況を平素から継続的に分析しており、近年の一般土木工事に関する応札・落札状況については、「平均落札率が95%を超えている状況であり、応札・落札状況については注視している。総合評価による逆転や応札価格が同額で評価値により落札決定した案件もあり、不自然な状況は見受けられないと考えている。入札参加者が少数である場合や応札価格が高い案件については、発注時期、工事内容、工事場所の地理的条件、施工の手間（コスト）等施工条件が要因の一つとなっているのではないかと推測している。」と認識していた。
- ・ 事務所における近年の一般土木工事に関する地元業界の状況について、建設業協会など事業者の声としては、「工事の発注時期の平準化を推進してほしい。」等があった。これについては、事務所としても取り組んでいくとのことであった。
- ・ 談合疑義事実処理マニュアルの「入札談合に関する疑義事実」に該当するものとして公正入札調査委員会事務局へ報告を行ったが、事務局より、委員会への

報告は必要ないとの回答があった。

なお、本局からは、談合疑義事実処理マニュアルに基づき、事務処理手続を定める規定を整備しているが、現在の規定どおりに運用することは手続きに時間を要し、適切な工期が確保できなくなる懸念があるとのことであった。

(中部地方整備局高山国道事務所)

- ・ 事務所の平成27・28年度における応札・落札状況（一般土木C等級工事）は、
平成28年度 年平均落札率95.9%、平均入札参加者数4.8者
平成27年度 年平均落札率95.7%、平均入札参加者数5.7者
であった。
- ・ 事務所は、応札・落札状況を平素から継続的に分析しており、近年の一般土木工事に関する応札・落札状況については、「年平均落札率が95%を超える状況が続いていることは意識している。計画的な発注、適切な工期設定のもと、より多くの業者が入札に参加して競争性を高めることが望ましいと考えている。入札公告では参加可能な業者が30者以上となるように条件設定しているが、事務所管内である飛騨地域は積雪寒冷地であり、冬季における施工が限られること、管内の殆どが山岳地域である等の地域特性もあって、地元の企業が多く受注している状況がある。」と認識していた。
- ・ 事務所における近年の一般土木工事に関する地元業界の状況について、建設業協会など事業者の声としては、「発注工事の本数を増やしてほしい、交通整理員の確保が難しいため工期、単価の配慮をしてほしい、施工実態に合った歩掛りとなるよう見直しをしてほしい」等の要望が寄せられていた。
- ・ 談合疑義事実処理マニュアルの「入札談合に関する疑義事実」に該当するものとして公正入札調査委員会事務局へ報告を行ったが、事務局より、委員会への報告は必要ないとの回答があった。

なお、本局からは、談合疑義事実処理マニュアルに基づき、事務処理手続を定める規定を整備しているが、現在の規定どおりに運用することは手続きに時間を要し、適切な工期が確保できなくなる懸念があるとのことであった。

平成29年度特別監察報告書(概要)

平成30年3月

国土交通省大臣官房監察官室

平成29年度 特別監察の概要

趣旨

事務所等における再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、本省主導により抜き打ちでその実施状況を点検し、問題点の把握及び改善の動機付けを行うことにより、入札談合等関与行為の再発を確実に防止するための取組を促す

監察事項

入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために必要な事項

重点項目

- (1) 研修等コンプライアンス意識の高揚に関する取組
- (2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組
- (3) 機密情報管理の徹底に関する取組
- (4) 応札・落札状況の分析に関する取組

実施日・ 対象機関

事務所等6か所

6/1-2	北海道開発局	留萌開発建設部
10/4-5	北陸地方整備局	松本砂防事務所
10/18-20	東北地方整備局	新庄河川事務所 及び 山形河川国道事務所
11/27-29	中部地方整備局	沼津河川国道事務所 及び 高山国道事務所

※年平均落札率等に着目して事務所等を抽出

(参考) 高知県内における入札談合事案に関する調査報告書（平成25年3月14日）（抄）

第6章 再発防止対策

4 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証

(3) 抜き打ち本省特別監察の実施

今回、入札談合等関与行為が行われた事務所における入札情報の管理実態を見ると、これまでに本省が通知してきた再発防止対策についても十分に守られていなかったことが明らかとなっている。このような実態を踏まえ、談合情報対応マニュアル等に沿って提供された情報や事務所ごとの落札率、応札状況等の分析により、毎年度、一定の事務所を抽出して、再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、本省主導による抜き打ちの特別監察を実施するものとする。

(1) 研修等コンプライアンス意識の高揚に関する取組

1. 報告 (概要)

【高知談合調査報告書における主な再発防止対策】

- 入札談合等関与行為の違法性を十分に認識させる研修の実施
- 研修の手法として、グループ討議方式等を積極的に採用
- 職員が繰り返し倫理研修を受ける体制作り

【取組状況・課題】

- 研修、講習会、コンプライアンスミーティング等、各種機会を通じてコンプライアンスに関する職員への周知が行われていた
- 職員の研修等の受講状況を把握し、未受講者に対してはフォローするなどして、全職員に年1回は研修等を受講させる体制が確保されていた
- 上記各再発防止対策は徹底されていたが、マナー化防止の観点も含め、引き続き、効果的、効率的な取組を実施することが必要な状況

2. 主な提示意見

(事務所等、本局)

- 入札契約事務に係るコンプライアンス研修等の実施に際し、以下の事項を重点的に伝えること
 - ・入札談合等に関与した場合、厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること
 - ・自ら望まなくとも、周囲の状況次第で入札談合等に巻き込まれることがあり得ること
 - ・過去の不祥事案及びその具体的な要因・背景
- 研修等の実施にあたっては、以下の点に留意し、受講の徹底を図ること
 - ・全職員に年1回以上、研修等を受講させることについて目標を設定すること
 - ・全職員の受講状況を把握すること
 - ・未受講者に受講させるための具体的な取組を行うこと
- 発注担当職員は入札契約事務に関する機密情報を多く保有しており、不当な働きかけを受けやすいことを踏まえ、コンプライアンス意識のさらなる徹底を図ること
- 同一地方整備局等内の他の職員による発注者綱紀保持規程違反を知った職員は、報告義務を負うこと、報告を怠った場合には処分があり得ること等について、研修等において周知徹底を図ること

(2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組

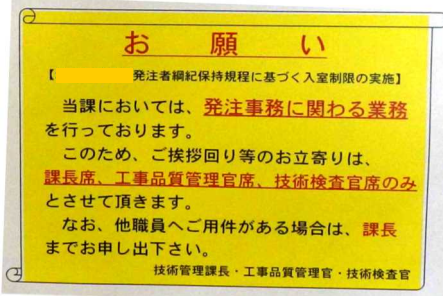
1. 報告 (概要)

【高知談合調査報告書における主な再発防止対策】

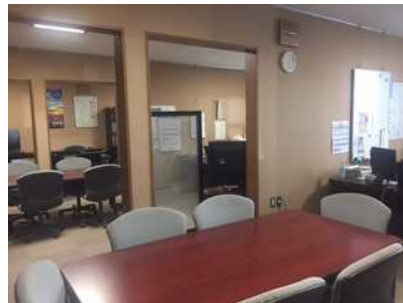
- 事業者との接触ルールの明確化・徹底
- 副所長室の可視化、大部屋化等を行うとともに、事業者とオープンな接客室で対応
- 事業者等から不当な働きかけを受けた場合の記録・報告を義務付け

【取組状況・課題】

- 一部の事務所等では、積算業務等を担当する課において、課長等一部の席への事業者等の自由な出入りが許容されていた
- 一部の事務所等では、副所長室等の可視化、大部屋化等について、個室間の壁の一部撤去のみ、又はドア撤去のみとなっているなど、来訪者を容易に視認できない状況となっていた



課長等一部の席への事業者の自由な出入りを許容する掲示の例



個室間の壁の一部撤去のみの例

2. 主な提示意見

(事務所等、本局)

- 発注担当職員は、事業者・OBとの応接に当たって、執務室の外に、オープンな接客室等を設けて、複数の職員により対応するなど、発注者綱紀保持規程に定められた事業者等との応接方法の徹底を図ること
- 積算業務、技術審査・評価業務等を担当する課室においては、常時、掲示等により周知したうえで、事業者等の自由な出入りを制限すること
- 事務所等においては、副所長等室の可視化、大部屋化等が実施されていない場合、ドア撤去のみの暫定対応となっている場合には、庁舎のスペースや構造耐力等の点で支障がない限り、再発防止対策の主旨を踏まえ、可視化、大部屋化等に向けた取組を進めること
また、本局においては、その実施状況を把握した上で、未実施や暫定対応の事務所等に対し、可視化、大部屋化等に向けた指導・助言を行うこと

(3) 機密情報管理の徹底に関する取組

1. 報告 (概要)

【高知談合調査報告書における主な再発防止対策】

- 予定価格作成時期の後ろ倒し、入札書と技術提案書の同時提出、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保
- 技術提案書の事業者名のマスキングが過度な事務負担となっていないか検証
- 機密情報の管理方法及び管理責任者を明確化・ルール化し、電子データで保管する場合、技術的セキュリティを強化

【取組状況・課題】

- 一部の事務所等では、「情報管理責任者」が不適切な点検表に基づき点検を実施していたため、適切な点検とは言い難い状況であった
- 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制が確保されていたが、引き続き、実施することが必要な状況

2. 主な提示意見

(事務所等、本局)

- 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保すること
- 「情報管理整理役職表」については、適切に更新し、「情報管理責任者」による毎年度の点検を適切に行うこと、また、「情報管理責任者」が管理すべき情報の種類 (予定価格、技術評価点等) 及び媒体 (文書、データ) 並びに点検結果 (適・否・対象外) を明示した点検表により点検すること
- 発注事務に関する書類等について、文書化したものは「情報管理責任者」として記載されている者が施錠箇所にて管理し、データについては「情報管理責任者」が指定するサーバー内で管理すること
- 技術提案書等の工事の履行確認に必要な情報について、当該工事の担当者以外の者へ情報が漏洩しないように、適切に書類等の送付や管理等を行うこと

(開発建設部、本局)

- 「情報管理整理役職表」について、本官発注工事の入札関連情報に関して、設計図書作成に関与する担当事務所職員を「業務上取り扱う者」に明記すること

(4) 応札・落札状況の分析に関する取組

1. 報告（概要）

【高知談合調査報告書における主な再発防止対策】

- 事務所ごとに以下の事項をホームページで公表するなど透明化・情報公開を強化
 - ・一般土木工事又は港湾土木工事の落札率、事業者別年間受注額及び受注割合

【取組状況・課題】

- 平均落札率が高止まりするなどの状況がみられた
- 応札・落札状況について、一定の分析がなされ、情報公開もされていた
- 競争性を阻害するような事象を把握し、それに対処するためにはなお一層の取組が必要
- 談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたり、各地方整備局において事務処理手続を定めた規定とその運用に乖離があった

2. 主な提示意見

(事務所等、本局)

- 応札・落札状況の分析に際しては、必要に応じて、時系列的な推移や傾向、事業毎、地域毎等の状況に着目するなど分析方法の工夫が望ましい
- 年平均落札率が高止まりしているなどの場合には、発注者綱紀の一層の保持等に努めるのみならず、必要に応じて、競争性を確保するために、地域要件の拡大・施工実績要件の緩和等入札参加資格の見直しや、チャレンジ型、自治体実績評価型等の総合評価落札方式の一層の活用等を検討すること
- 本局においては、談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたり、地方整備局等の実情に応じた規定を整備するとともに、本局及び事務所等においては、その規定を適切に運用すること
本省においては、規定の整備や運用にあたり、必要な指導、助言を行うこと

- 第12回公正入札調査会議（H30.1.30）での委員意見（要旨）
- 特別監察において本省が整理した応札・落札状況の分析結果（時系列的な推移や傾向、事業毎、地域毎等の状況に着目するなど分析方法の工夫）は、非常に有用な情報であり、このような分析は事務所等で実施すべきである。
 - 分析結果を踏まえ、競争性の確保に向けた対策を自主的に考えるとともに、外部の有識者会議へ報告し、議論してもらうことも有用である。

(5) 提示意見に対する取組状況についての地方整備局等による監査の実施について

1. 報告（概要）

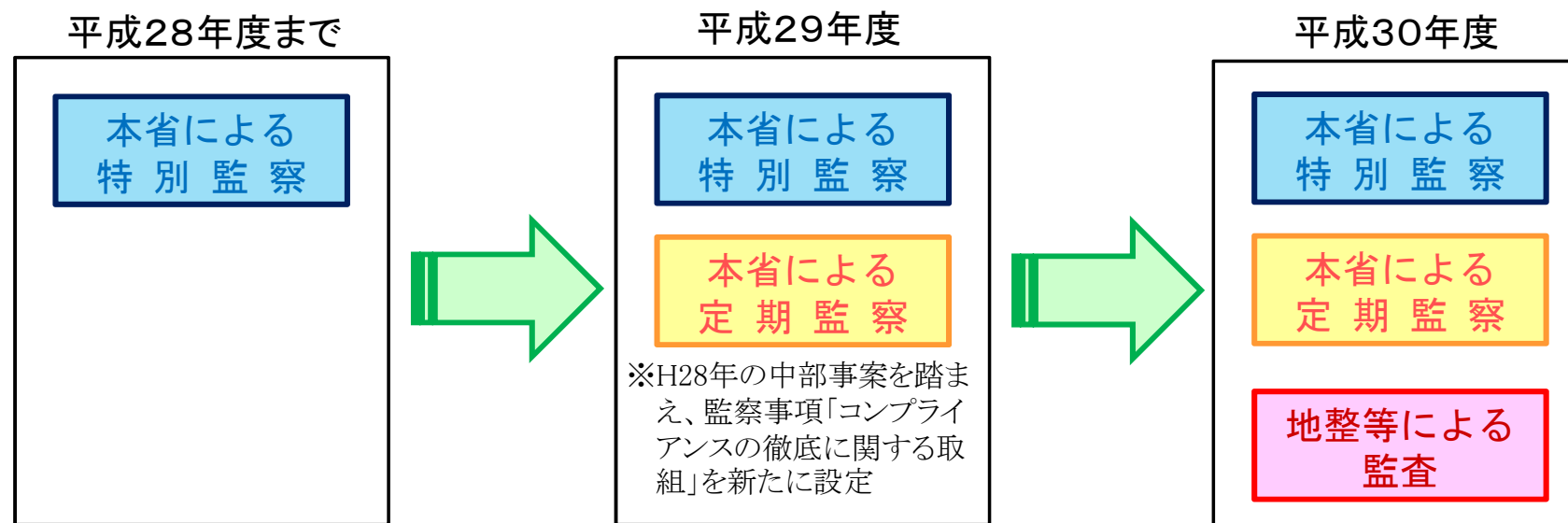
【取組状況・課題】

- 過年度の特別監察における提示意見に対する取組の本省への報告に際し、実際の取組内容が正確、詳細に把握されていなかった例が見られた

2. 主な提示意見

- (本局)
 - 本局においては、管内の全ての事務所等に対し、提示意見に対する取組状況について監査（2年または3年で一巡）を行い、実態についての的確に把握し、適切な取組がされていない場合には指導、助言のうえ、改善させること

(参考) 高知談合事案、中部事案を踏まえた入札契約事務に係るコンプライアンスの更なる徹底について



※定期監察：事務の合理的運営等について毎年度実施する監察（概ね2年で各地方支分部局等を一巡）

高知県内における入札談合事案に関する
調査報告書(抄)

平成25年3月14日

国土交通省

第6章 再発防止対策

国土交通省としては、今回の事案を、単に一整備局の一部の事務所の起こした不祥事、あるいは高知県の一部の建設業者が引き起こした問題として矮小化することなく、全職員が自らの問題として捉えた上で、組織全体で、再発を確実に防止するために効果的な措置を講ずる必要がある。

このため、第4章に述べた事象の要因・背景を踏まえ、入札契約に関する業務についての不正行為の防止を、職員個人の判断だけにゆだねるのではなく、地方局トップを先頭に組織全体で不正行為の芽を小さいうちに摘み取り、防止する組織風土に変えていく措置が必要である。また、併せて、第5章で述べたとおり、本件事案を踏まえた地方局全体の総点検とこれまでの談合事件等の不正事案を契機として講じてきた再発防止対策の効果の検証を踏まえ、以下の再発防止対策を講ずることとする。

1 コンプライアンス推進の強化

(1) 地方整備局ごとにコンプライアンス推進本部を設置

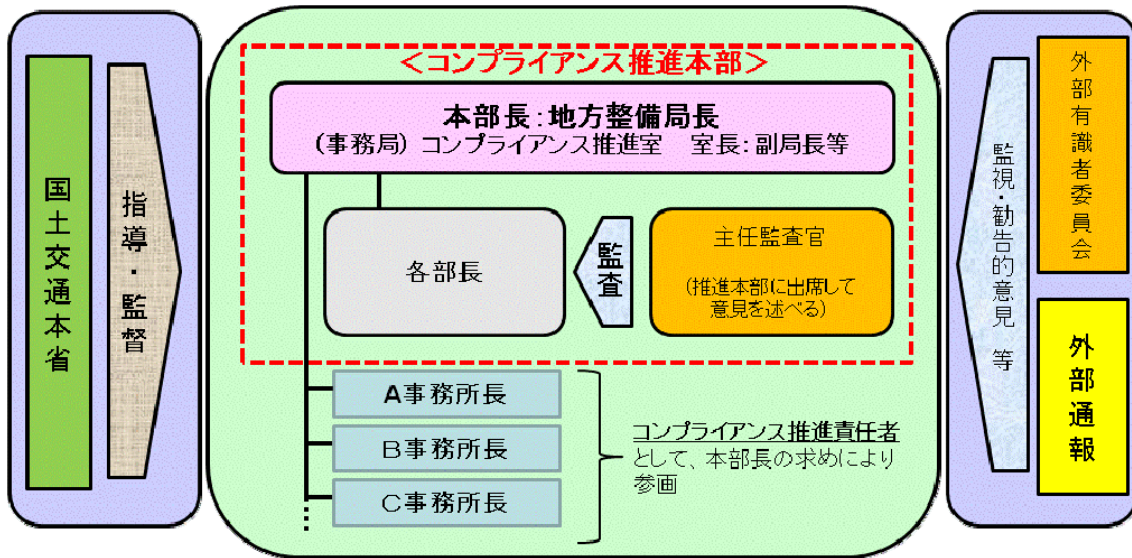
地方整備局長を本部長とするコンプライアンスに関する事項を審議・推進する機関を設置し、コンプライアンス・内部統制を強化するための年度推進計画の策定、推進状況の点検・分析及びその結果を取り組みに反映させることによる継続的な改善を図るものとする。

このため、コンプライアンス推進本部は、地方局幹部が行う日々の業務管理の一環として、毎月1回以上開催し、これに参画させる事務所所長が行うコンプライアンスの推進状況の報告を受け、再発防止対策等の取組について検証・指導・改善を行うものとする。

また、コンプライアンス推進本部の活動を補佐し、コンプライアンス・内部統制業務を推進するための体制の整備（コンプライアンス推進室、各部署にコンプライアンス推進責任者を配置）を行う。

(2) コンプライアンス・アドバイザリー委員会の設置

さらに、地方整備局ごとに外部有識者で構成する委員会を設置し、業務運営についての意見を反映させて改善を図るものとする。



(3) 違法性の認識に関する研修徹底

今回関与した副所長は、入札関連情報の漏洩について、守秘義務違反として違法性の認識はあったものの、入札談合等関与行為防止法上の違法性の認識が薄く、人事処分の重さ、刑事罰の対象となり得ること、共同不法行為としての損害賠償請求対象となること等の認識が希薄だったと言わざるを得ない。また、研修等を受講していても「身近な話と思わなかった」などその効果が浸透していなかった面がある。

今後の研修の内容については、入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと及び入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされることを十分に認識させることが必要である。

また、研修の手法についても、一方的な講義方式ではなく、今回の事例を含む具体事例を基にしながら、自分の身近な問題として研修生同士が質問、意見を出し合って理解を深めるグループ討議方式、eラーニングによるポイント学習方式、理解度テストの活用等を積極的に採り入れる必要がある。

さらに、各地方局の研修と国土交通大学校の研修を有機的に連携させることにより、研修対象定員を増やし、また、一人の職員が何年か毎に繰り返し倫理研修を受けるような体制を作り、年月の経過とともに違法性の認識が希薄にならないようにする必要がある。

(4) 意識改革に向けた取組

今回関与した副所長は、前任者の情報漏洩を指摘できないばかりか、自らも同様の情報漏洩を引き受け、違法行為をかばい合うという結果に陥ってい

たと指摘せざるをえない。このことを踏まえ、副所長の「業界対応窓口」としての役割の見直し（発注者綱紀保持規程においては、所長が責任者であり、所長ほか組織としての対応の一環であるべき）、業者との接触ルールの明確化・徹底、部門別の人事配置について専門性を踏まえつつできるだけ柔軟にするとともに、所長及び副所長その他相談を受ける本局の幹部職員を対象にした研修、地方局幹部による事務所等の現場職員との率直なコミュニケーションの機会の増加等を通じて、今回の事案の発生の背景・原因を踏まえた抜本的な意識改革を行うことが必要である。また、副所長室の可視化、大部屋化等を行うとともに、業者との対応は、執務室の外に、オープンな接客室を設けて、外からも容易に見えるようにするなど「目に見える形」で職場環境の改善を実施するものとする。

(5) 不当な働きかけに対する報告の徹底

入札契約に関する業務についての不正行為の防止を、職員個人の判断だけにゆだねるのではなく、地方局トップを先頭に組織全体で不正行為の芽を小さいうちに摘み取り、防止する組織風土に変えていくことが必要不可欠である。

このため、入札契約に関する業務について事業者等から不当な働きかけを受けた場合には、毅然と対応するとともに、その内容の記録、直属の上司及び組織管理の責任者である局長への報告を義務づけるものとする。

また、職員が組織内の不正行為に気付いた場合においても、同様に、直属の上司及び局長への報告を義務づけるものとする。

このことを徹底させるため、地方局の局長自らが管下の全職員に呼びかけるものとする。

(6) 地方整備局幹部への任用前における適格性の厳正な評価

今回の事案に関与した副所長は、入札談合等関与行為に関与するほか、国家公務員倫理規程に違反する疑いのある事案に関与していたことを踏まえ、今後、地方整備局幹部については、人事評価の活用等により、任用前にその適格性をこれまで以上に厳正に評価する。

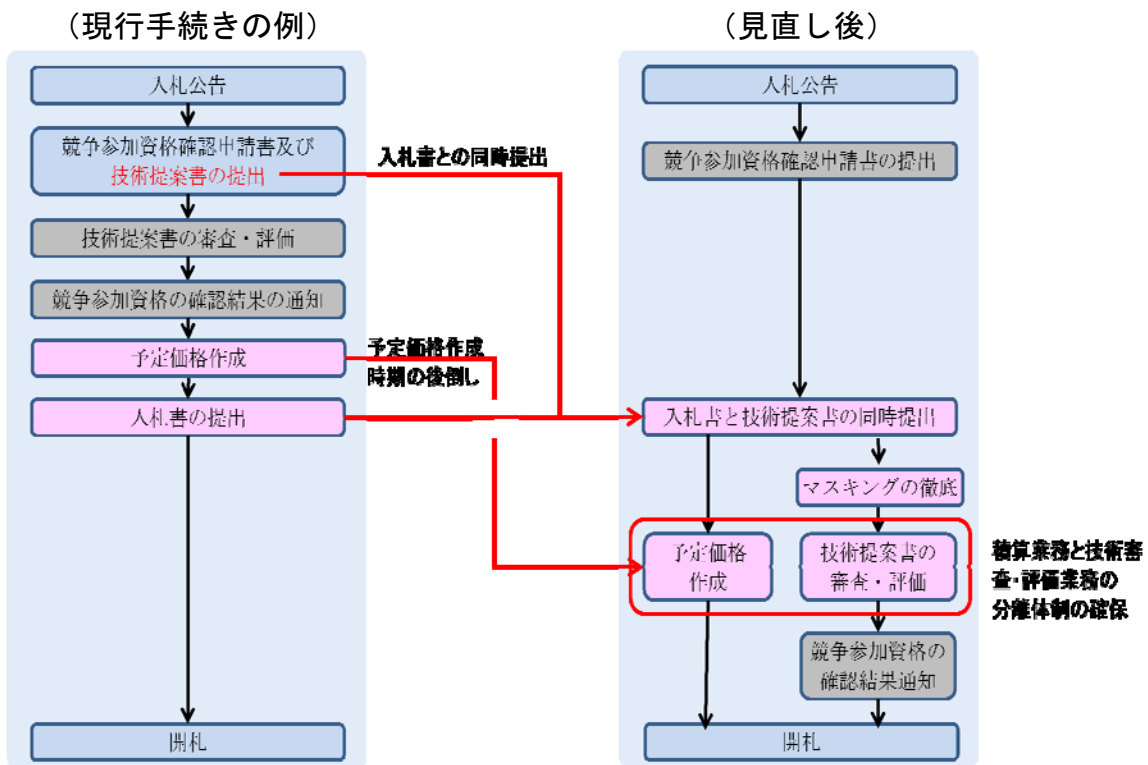
2 入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底

(1) 予定価格作成時期の後倒し等不正が発生しにくい制度への見直し

予定価格の作成を入札書の提出後に行うこととするとともに、入札書と技術提案書を同時に提出させることとする。

また、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保することにより、両者の情報を知る機会や知る者の数を限定し、情報漏洩の防止を図るものとする。

技術提案書における業者名のマスキングについては、これまでも実施されてきたところであるが、今回の入札書と技術提案の同時提出、情報管理の徹底等不正が発生しにくい制度への見直しに取り組む中で、企業名のマスキングの必要性について過度な事務負担となっていないか検証していく必要がある。



(2) 総合評価落札方式における評価の厳正な運用

談合業者に係る総合評価落札方式における評価については、談合により受注した工事に係る施工実績、工事成績及び優良表彰は、加点の対象としないものとする。

なお、他の発注機関が発注した工事に係る談合についても同様の扱いとし、公正取引委員会等に情報提供の協力を求めつつ、厳正な運用に努めるものとする。

(3) 情報管理の徹底

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名など

の機密情報に関する管理方法及び管理責任者について明確化・ルール化を行うものとする。

また、機密情報が含まれる文書の保管に当たっては、電子データとして保管する場合にはアクセス制限、パスワード管理等技術的セキュリティの強化を図るなど情報管理の徹底を図るものとする。

3 ペナルティの強化

(1) 談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げ

談合業者のうち首謀者に対する違約金については、現行では、WTO対象工事で、かつ、刑が確定した判決において首謀者であることが明らかとされている者について、請負代金額の10%を15%に引き上げているところであるが、今回の事案にかんがみ、当該違約金引き上げの対象者をWTO対象工事であるか否かを問わないこととし、確定した排除措置命令等において首謀者であるとされた業者に拡大するものとする。

(2) 誓約書の提出者に対する措置の強化

談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、談合を行っていたことが明らかになった場合には、その経緯について書面による説明を求めるとともに、指名停止措置の実施に併せてその旨を公表するものとする。

4 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証

(1) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等

地方整備局長をトップとするコンプライアンス推進本部によるモニタリングを実施するとともに、コンプライアンスに関する取り組みについてホームページで公表し、透明性の確保を図るものとする。

また、コンプライアンス推進本部は、年度推進計画の実施状況について本省に報告するものとし、本省は、このうち再発防止対策の実施状況及び(3)の本省特別監察の実施状況について公正入札調査会議に報告するものとする。

(2) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化

入札談合の発見の端緒又はその抑止効果の一端を担う観点から、事務所ごとに年間を通じた応札状況の傾向等についてホームページで公表するな

ど透明化・情報公開を強化するものとする。

- ・事務所ごとの一般土木工事又は港湾土木工事の落札率（月平均・年平均）の公表
- ・事務所ごとの一般土木工事又は港湾土木工事の業者別年間受注額・受注割合の公表

(3) 抜き打ち本省特別監察の実施

今回、入札談合等関与行為が行われた事務所における入札情報の管理実態を見ると、これまでに本省が通知してきた再発防止対策についても十分に守られていなかったことが明らかとなっている。このような実態を踏まえ、談合情報対応マニュアル等に沿って提供された情報や事務所ごとの落札率、応札状況等の分析により、毎年度、一定の事務所を抽出して、再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、本省主導による抜き打ちの特別監察を実施するものとする。

(4) 談合疑義案件に対する厳正な対応

本省は、地方整備局等の発注案件に関し、今回の事案のように悪質な談合等不正行為が行われている疑いがあり、かつ、社会的な影響が大きいと考えられるものについて、公正入札調査会議に報告するものとする。公正入札調査会議は、当該報告について調査審議の結果、重大な疑義があると認めるときは、地方整備局長等に対し、以下の措置を一定期間講ずるよう求めるものとする。

- ・事業者に対し、談合・不正のないことを誓約する旨の書面の提出を求めること
- ・応札可能な事業者の範囲の拡大その他実質的な競争性を高め、談合等を行いにくい競争環境を整備するために当該地方整備局等において適当と認める対策を実施すること

5 再就職の自粛要請

今回の談合事件で国土交通省直轄の土木工事発注に関与した企業や今後同様な事件が生じた場合にそれに関与した企業については、当該企業においてコンプライアンスが確立したと認められるまでの間、退職後の年数を問わず、退職者及び当該企業の理解を得て、国土交通省退職者の就職について自粛を要請する。

6 再発防止対策の周知

今回講ずる再発防止対策の実効性を高めるため、地域の建設業者を含む関係方面に対して、対策の趣旨、内容等について周知し、理解を求めるものとする。

7 その他

談合をはじめとする違法行為等を根絶することと併せて、発注者として、良質な社会資本の整備及び維持管理を行うために、建設企業の適正な価格での工事受注及び公共工事の品質のさらなる確保・向上を図る観点から、適正な競争環境を確保するなどの入札契約制度の見直しを含む建設生産システム全体の抜本的な見直しを進めていく。

また、地域の建設産業に関しては、厳しい経営環境の中で将来的にも地域を支え得る足腰の強い産業として構築していくことが重要な課題であり、公共工事の入札制度における適正な競争環境の整備や、将来にわたり地域の維持をはじめとした業務を行う施工技術のある建設業者とその担い手の確保・育成支援について、引き続き取組を進める。

平成29年度監察基本計画

1. 監察の目的

監察は、事務の合理的運営、官紀の保持、優良な団体又は職員の推賞及び不正行為の防止に関し、所管行政の改善向上に資することを目的として行っているところであるが、平成29年度においては、昨今の所管行政を取り巻く状況にかんがみ、以下の観点に立って、定期監察及び特別監察を実施するものとする。

(1) 定期監察

定期監察は、監察の目的を踏まえ、関係部局等に共通の重要課題について実施するものとし、平成29年度においては、以下の取組について実施する。

1) 女性職員活躍とワークライフバランスの推進に関する取組

国家公務員については、全府省の事務次官級で構成する「女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会」において、「働き方改革」、「育児・介護等と両立して活躍できるための改革」及び「女性の活躍推進のための改革」という3つの改革を柱とした「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針(平成26年10月17日)」が決定された。国土交通省は、同指針を踏まえ、省を挙げた取組を強力かつ継続的に推進するため、「女性職員活躍とワークライフバランスの推進のための国土交通省取組計画(平成27年1月29日)」を策定し、これに基づいて総合的かつ計画的な取組を進めている。

この取組をより強力かつ継続的に推進するためには、女性職員活躍とワークライフバランスの推進に関する取組状況を確認した上、不十分な事例があれば直ちに改善し、優良な事例があれば組織全体で速やかに共有することが重要である。

以上から、女性職員活躍とワークライフバランスの推進に関する取組について、監察を実施する。

2) コンプライアンスの徹底に関する取組

コンプライアンスの徹底に関する取組については、不祥事が発生する度、組織全体で累次、強化するなどして再発防止に向けて推進していたところであるが、今般、中部地方整備局の発注工事に関し、複数の職員が機密情報を漏えいするなどして収賄等の容疑で逮捕・起訴され、国土交通省に対する国民の信頼は再び大きく損なわれる結果となった。

このような状況下で国民の信頼を回復するためには、その前提として、中部地方整備局を含めた組織全体において、コンプライアンス意識の高揚が十分に図られ、機密情報管理が徹底されているかなどのコ

ンプライアンスの徹底状況について、特別監察における監察項目等を参照しつつ、改めて検証することが必要不可欠である。

以上から、コンプライアンスの徹底に関する取組について、監察を実施する。

3) 災害応急対策の実施体制に関する取組

国土交通省では、災害発生時の対応に関し、災害対策基本法に基づき、防災に関してとるべき措置等を定めた「国土交通省防災業務計画」を作成し、様々な災害に対する予防、応急対策、復旧・復興のそれぞれの段階における諸施策を具体的に定め、常日頃から、災害への対応体制の整備等、必要な措置を講じている。特に、平成20年4月には「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」が創設され、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等に対して円滑かつ迅速に災害対応の支援を実施しており、今日（平成28年10月24日時点）まで、東日本大震災をはじめ64の災害に対し、延べ5万人・日を超える派遣隊員による被災地支援を実施してきているなど、地方支分部局等に期待される役割はますます大きくなってきている。

このような中、災害発生時に円滑かつ的確に災害対応を実施するためには、事前準備や後方支援体制の整備等が重要となる。

以上から、災害応急対策の実施体制に関する取組について、監察を実施する。

(2) 特別監察

特別監察は、所管行政に関する事務について、合理的運営の改善方針に重点を置き、本計画に従い、又は、大臣の指示に基づき、状況に応じて機動的に実施するものとし、平成29年度においては、前年度に引き続き、入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するため、必要に応じて実施する。

2. 監察事項、対象機関及び実施期間

(1) 監察事項

1) 定期監察

- 女性職員活躍とワークライフバランスの推進に関する取組
- コンプライアンスの徹底に関する取組
- 災害応急対策の実施体制に関する取組

2) 特別監察

- 入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために必

要な事項

(2) 対象機関

1) 定期監察

北陸、近畿、四国及び九州の各地方整備局
北海道開発局
北陸信越、中部、近畿及び九州の各地方運輸局
国土技術政策総合研究所

2) 特別監察

入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために特別監察を実施する必要がある機関

(3) 実施期間

1) 定期監察

第1～3四半期

2) 特別監察

年度内において随時実施

3. その他

本基本計画策定後、所管行政の改善向上に資するため、所要の監察を行う必要が生じたときは、適宜、上記監察事項以外の事項や上記対象機関以外の機関について、監察を実施するものとする。

「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」(平成25年3月)を踏まえた再発防止策の実効性の検証を行う観点で特別監察を実施した場合は、その実施状況について、公正入札調査会議に報告するものとする。

以上